

- 在郑州设立外商投资企业办事机构需备案.. 7
- CIETAC 北京总会与上海分会“打架” 8

- 鄭州において外商投資企業の事務機構を設立するにあたっては届出が必要となる..... 7
- CIETAC 北京總會と上海分会が「けんか」..... 8

一、相关新法令、新政策

- 关于加强进口促进对外贸易平衡发展的指导意见

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2012〕15号
 【发布日期】2012-04-30
 【内容提要】该意见明确了包括加大财税政策支持、改善金融服务等加强进口的措施。其中包括：

进一步优化进口商品结构（主要任务部分）
稳定和引导大宗商品进口，积极扩大先进设备、关键零部件和能源原材料的进口，适度扩大消费品进口。
调整部分商品进口关税
以暂定税率的方式，降低部分能源原材料的进口关税，适当降低部分与人民群众生活密切相关的生活用品进口关税，适时调整部分先进设备、关键零部件进口关税，重点降低初级能源原材料及战略性新兴产业所需的国内不能生产或性能不能满足需要的关键零部件的进口关税。
其他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 进一步优化进口环节管理。清理进口环节的不合理限制与措施，降低进口环节交易成本。调减自动进口许可商品管理目录，积极推动开展网上申领。 ▪ 鼓励企业在海关特殊监管区域和保税物流中心设立采购中心、分拨中心和配送中心。 ▪ 推动加工贸易转型升级。 ▪ 进一步提高通关效率。口岸及海关特殊监管区域所在地的海关和出入境检验检疫机构实行工作日 24 小时预约通关和报检。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-04/30/content_2126853.htm

- 关于进一步鼓励软件产业和集成电路产业发展企业所得税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税〔2012〕27号
 【发布日期】2012-04-20
 【实施日期】2011-01-01

一、関連する新法令、新政策

- 輸入を強化し対外貿易均衡の発展を促進する旨の指導意見

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2012〕15号
 【発布日】2012-04-30
 【概要】本意見は財稅政策支援の拡大、金融サービスの改善等を含む輸入強化に関する措置を明確にした。それには下記の内容が含まれる。

輸入商品の構造の更なる高度化（主要任務部分）
大口商品輸入の安定及び誘導、先進技術設備、主要部品及びエネルギー原料の輸入の積極拡大、消費財輸入の適度な拡大。
一部商品の輸入関税の調整
暫定税率の方式により、一部エネルギー原料の輸入関税を引下げ、国民大衆生活と密接に関わる一部生活用品の輸入関税を適度に引下げる。一部先進技術設備、主要部品の輸入関税を適時調整し、一次エネルギー原料及び戦略的新興産業に必要であるが国内で生産ができない或いは性能が需要を満たさない主要部品の輸入関税を重点的に引下げる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸入段階の管理をより高度化する。輸入段階における不合理な制限及び措置を整理し、輸入段階の取引コストを低減する。自動輸入許可商品管理目録を調整減少し、ネット上での受取り申請を積極的に推進する。 ▪ 企業の税関特殊監督管理区域及び保税物流センターにおける買付センター、仕分センター並びに配送センターの設立を奨励する。 ▪ 加工貿易のモデルチェンジ及びグレードアップを推進する。 ▪ 通関効率を更に向上させる。検問所及び税関特殊監督管理区域所在地の税関並びに出入国検査検疫機関は作業日に 24 時間体制で通関予約並びに検査申請予約を実施する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-04/30/content_2126853.htm

- ソフトウェア産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得稅政策に関する通知

【発布機関】財政部、国家稅務總局
 【発布番号】財稅〔2012〕27号
 【発布日】2012-04-20
 【施行日】2011-01-01

【内容提要】根据该通知：

集成电路线宽小于 0.8 微米（含）的集成电路生产企业	经认定后，在 2017 年 12 月 31 日前自获利年度起计算优惠期，享受企业所得税“两免三减半”（减半税率为 25%×1/2；下同）优惠政策，并享受至期满为止。
集成电路线宽小于 0.25 微米或投资额超过 80 亿元的集成电路生产企业	经认定后，减按 15% 的税率征收企业所得税。其中经营期在 15 年以上的，在 2017 年 12 月 31 日前自获利年度起计算优惠期，享受企业所得税“五免五减半”优惠政策，并享受至期满为止。
新办的集成电路设计企业和符合条件的软件企业	经认定后，在 2017 年 12 月 31 日前自获利年度起计算优惠期，享受企业所得税“两免三减半”优惠政策，并享受至期满为止。
国家规划布局内的重点软件企业和集成电路设计企业	如当年未享受免税优惠的，可减按 10% 的税率征收企业所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2012-05/03/content_2128844.htm

● [关于深入实施西部大开发战略有关企业所得税问题的公告](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2012 年第 12 号

【发布日期】2012-04-06

【实施日期】2011-01-01

【内容提要】根据该公告：自 2011 年 01 月 01 日至 2020 年 12 月 31 日，对设在西部地区以《西部地区鼓励类产业目录》中规定的产业项目为主营业务，且其当年度主营业务收入占企业收入总额 70% 以上的企业，经企业申请，主管税务机关审核确认后，可减按 15% 税率缴纳企业所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11941630.html>

● [关于进一步支持小型微型企业健康发展的意见](#)

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2012〕14 号

【发布日期】2012-04-19

【内容提要】该意见从落实财税支持政策、缓解融资困难等八个方面提出支持小型微型

【概要】本通知によれば、以下の通りである。

集積回路の線幅が 0.8 ミクロン以下の集積回路生産企業	認定を受けた後、2017 年 12 月 31 日までの利益が出た年度より優遇期間を起算して、企業所得税の「2 免 3 減半」（半減税率は 25%×1/2 であり、以下同じとする）の優遇政策を享受し、期間満了までとする。
集積回路の線幅が 0.25 ミクロンを下回る或いは投資額が 80 億人民元を超える集積回路生産企業	認定を受けた後、15% の税率に減じた企業所得税が徴収される。そのうち、経営期間が 15 年以上である企業については、2017 年 12 月 31 日までの利益が出た年度より優遇期間を起算して、企業所得税の「5 免 5 減半」の優遇政策を享受し、期間満了までとする。
新規設立された集積回路設計企業及び条件を満たすソフトウェア企業	認定を受けた後、2017 年 12 月 31 日までの利益が出た年度より優遇期間を起算して、企業所得税の「2 免 3 減半」の優遇政策を享受し、期間満了までとする。
国家計画に組入れられた重点ソフトウェア企業及び集積回路設計企業	当年度に免税優遇を享受していない場合、10% の税率に減じた企業所得税が徴収される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2012-05/03/content_2128844.htm

● [西部大開発戦略の更なる実施に伴う企業所得税問題に関する公告](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2012 年第 12 号

【発布日】2012-04-06

【施行日】2011-01-01

【概要】本公告によれば、2011 年 1 月 1 日より 2020 年 12 月 31 日までの間、西部地区において設立され「西部地区奨励類産業目録」に定められた産業項目を主業務とし、且つ当年度の主業務収入が企業収入総額の 70% 以上を占める企業については、企業からの申請を経て、主管税務機関の審査確認後、15% の税率に減じた企業所得税を納付する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/11941630.html>

● [小型零細企業の健全発展の更なる支援に関する意見](#)

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2012〕14 号

【発布日】2012-04-19

【概要】本意見は財税支援政策の実施、融資困難の緩和等 8 つの方面で小型零細企業の

企业发展。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2012-04/26/content_2123937.htm

● [关于印发贯彻实施质量发展纲要 2012 年行动计划的 通知](#)

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2012〕27 号

【发布日期】2012-04-28

【内容提要】根据该行动计划：

制定国家重点监管产品目录
根据产品质量安全风险等级和重要程度，及时将涉及质量安全的产品纳入重点监管目录。
加强质量诚信体系建设
<ul style="list-style-type: none"> 建立质量失信“黑名单”，公布一批严重质量失信企业。 建立以组织机构代码实名制为基础的企业质量信用档案和以物品编码系统为溯源手段的质量信用信息平台。
实施质量信用分级分类监管
根据产品质量安全风险等级和企业履行产品质量主体责任情况，依托企业质量信用档案和产品质量信用信息记录，实施企业质量信用分级分类管理，完善进出口信用管理系统。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2012-05/03/content_2128976.htm

● [商务部现行有效规章目录及规范性文件目录](#)

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2012 年第 18 号

【发布日期】2012-04-25

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201205/20120508101515.html>

● [对外贸易发展“十二五”规划](#)

【发布单位】商务部

【发布日期】2012-04-26

【实施期间】2011-2015

【内容提要】根据该规划，“十二五”期间，外贸发展的主要任务包括：稳定外贸增长，调整贸易结构，促进贸易平衡，优化空间布局，推进基地、平台和网络建设，以及推动“走出去”带动贸易。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/201204/20120408091457.html>

发展への支援を提起した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-04/26/content_2123937.htm

● [品質発展要綱 2012 年行動計画を貫徹することの印刷発布に関する通知](#)

【発布機関】國務院弁公庁

【発布番号】国弁発〔2012〕27 号

【発布日】2012-04-28

【概要】本行動計画によれば、以下の通りである。

国家重点監督管理製品目錄の制定
製品品質の安全リスク等級及び重要度に応じて、品質安全に係わる製品を速やかに重点監督管理目錄に組入れる。
品質信用体系の構築強化
<ul style="list-style-type: none"> 品質信用度の低さに関する「ブラックリスト」を作成し、著しく品質信用の低い企業群を公布する。 組織機構コード实名制に基づく企業品質信用記錄及び物品番号システムを追跡手段とする品質信用情報プラットフォームを構築する。
品質信用等級・種類別監督管理の実施
製品品質安全リスク等級及び企業の製品品質主体責任の履行状況に応じて、企業の品質信用記錄及び製品の品質信用情報記錄に基づき、企業の品質信用について等級・種類別管理を実施し、輸出入の信用管理システムを整備する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-05/03/content_2128976.htm

● [商務部の現行有効な規則目錄及び規範的文書の目錄](#)

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部公告 2012 年第 18 号

【発布日】2012-04-25

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201205/20120508101515.html>

● [對外貿易發展「第十二次五ヵ年計画」](#)

【発布機関】商務部

【発布日】2012-04-26

【施行日】2011-2015

【概要】本計画によれば、「第十二次五ヵ年計画」の期間において、對外貿易發展の主要任務には、對外貿易の安定増大、貿易構造の調整、貿易均衡の促進、空間配置の高度化、拠点、プラットフォーム及びネットワーク構築の推進、及び「海外進出」に伴う貿易の推進が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/201204/20120408091457.html>

● 外商投资商业领域管理办法补充规定（五）

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部令 2012 年第 4 号
【发布日期】2012-04-10
【实施日期】2012-04-10
【备注】该补充规定涉及境外投资者在中国境内累计开设店铺超过 30 家，经营粮食（粮食属于不同品牌、来自不同供应商）的问题。对于香港、澳门服务提供者，在广东省范围内，可以以独资形式经营。但是，其他境外投资者，出资比例不超过 49%。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201204/20120408091666.html>

● 外商投資商業領域管理弁法の補充規定(五)

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部令 2012 年第 4 号
【発布日】2012-04-10
【施行日】2012-04-10
【備考】本補充規定は国外投資家が中国国内に累計で 30 を超える店舗を開設して食糧（食糧は、ブランドが多様で供給業者も様々であるものに該当する）を取り扱う問題に係わる。香港、マカオの役務提供者については、広東省の範囲において、独资形式で経営することができる。一方、その他の国外投資家については出資比率が 49%を超えないものとする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201204/20120408091666.html>

● 机动车交通事故责任强制保险条例（2012 年修订）

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 618 号
【发布日期】2012-03-30
【实施日期】2012-05-01
【内容提要】此次修改扩大了可从事机动车交通事故责任强制保险（俗称“交强险”）业务的保险公司范围，不再限于“中资保险公司”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-04/30/content_2125893.htm

● 自動車交通事故責任強制保険条例(2012 年改定)

【発布機関】國務院
【発布番号】國務院令 第 618 号
【発布日】2012-03-30
【施行日】2012-05-01
【概要】今回の改正は自動車交通事故責任強制保険（通称「交強險」）業務に従事可能な保険会社の範囲を拡大するもので、今後は「中国資本の保険会社」に限られない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-04/30/content_2125893.htm

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

二、関連する新着情報

● 中国将加强对“三非”（非法入境、非法居留、非法就业）外国人的管理

日前，公安部副部长杨焕宁在向全国人大常委会报告外国人出入境及居留、就业管理工作时表示，将加强对“三非”（非法入境、非法居留、非法就业）

● 中国は「三非」（不法入国、不法滞在、不法就労）の外国人に対する管理を強化する

先頃、公安部副部長である楊煥寧は全國人民代表大會常務委員會において、外国人の出入国及び滞在、就労管理作業について報告した際、三非（不法入

外国人的管理。具体措施包括：

- 完善签证政策，加强边境管控，深化外国人实有人口管理，及时清理遣返非法入境和恶意非法居留外国人。
- 在“三非”外国人问题突出、国际交通便利城市和有关边境省区建立外国人遣返场所。

(摘自新华网；2012年04月26日发布)

● 人社部在社会保障方面的下一步工作安排

在 [2012年第一季度新闻发布会](#) 中，人力资源和社会保障部新闻发言人尹成基指出社会保障方面的下一步工作安排：

- 将修订失业保险条例，制定基本医疗保险条例和生育保险办法。
- 继续扩大社会保险覆盖范围。2012年要实现新农保和城居保制度全覆盖。**做好在中国境内就业的外国人参加社会保险工作。**
- 继续提高各项社会保险待遇水平。

(摘自中国政府网；2012年04月25日发布)

● 《江苏省劳动合同条例（修订草案）》原则通过

日前，江苏省召开省政府常务会议，[审议并原则通过《江苏省劳动合同条例（修订草案）》](#)。本次修订将在2012年05月的江苏省省十一届人大常委会第二十八次会议审议后发布。该修订草案内容包括：

应向高温作业劳动者支付高温津贴
用人单位安排劳动者在高温天气下露天工作，或者不能采取有效措施将工作场所温度降到国家规定标准以下的，应当采取防暑降温措施，并向劳动者支付高温津贴。
同工同酬
对相同或者相近岗位上的劳动者执行相同的劳动报酬分配制度。
规范劳务派遣行为
<ul style="list-style-type: none">▪ 用工单位使用劳务派遣劳动者人数一般不得超过本单位从业人员的30%，最高不得超过50%。▪ 劳务派遣企业应当与被派遣劳动者订立2年以上的固定期限劳动合同。如果双方约定订立无固定期限劳动合同的，从其约定。▪ 用工单位在开展集体协商时，应当听取被派

国、不法滞在、不法就労)の外国人に対する管理を強化することを明らかにした。具体的措置は下記の通りである。

- ビザ政策の整備、国境管理・コントロールの強化を行い、外国人の実際の人口管理を推し進め、不法入国及び悪意の不法滞在外国人の本国送還を遅滞なく行う。
- 「三非」の外国人問題が目立つ、国際交通が便利な都市及び係る国境省区に外国人送還場所を設立する。

(2012年4月26日付の新華サイトより抜粋)

● 人的資源及び社会保障部の社会保障面での次期作業スケジュール

[2012年第1四半期記者会見](#)において、人的資源及び社会保障部のスポークスマンである尹成基は社会保障面での次期作業スケジュールを明らかにした。

- 失業保険条例を改正し、基本医療保険条例及び生育保险办法を制定する。
- 社会保険がカバーする範囲を引き続き拡大する。2012年に新型農村社会養老保険及び都市居民養老保険制度の全カバーを実現させる。**中国国内で就労する外国人の社会保険加入作業を貫徹する。**
- 各種社会保険待遇の水準を引き続き向上させる。

(2012年4月25日付の中国政府サイトより抜粋)

● 「江苏省労働契約条例(改正案)」が原則可決された

先頃、江蘇省は省政府常務會議を開催し、[審議の上「江蘇省労働契約条例\(改正案\)」が原則可決された](#)。今回の改正は2012年5月の江蘇省第11期人民代表大会常務委員会第28回會議にて審議後公布される。本改正案には下記の内容が含まれる。

高温作業の労働者に高温手当を支給する
雇用主が労働者に高温天候下での屋外作業を手配した、又は有効な措置を講じて作業場所の温度を国家规定の基準以下に下げることができない場合、防暑降温措置を講じるとともに、労働者に対して高温手当を支給しなければならない。
同一労働同一賃金
同一又は相似する職場の労働者に対して同一の労働報酬分配制度を執行する。
劳务派遣行為を規範化する
<ul style="list-style-type: none">▪ 使用者による劳务派遣労働者の使用人数は一般的に、本派遣先の従業員数の30%を超えてはならず、最高で50%を超えてはならない。▪ 劳务派遣企業は被派遣労働者と2年以上の固定期間労働契約を締結しなければならない。もし双方が無固定期間労働契約の締結を約定した場合、その約定に従う。

<p>遣労働者の意見，被派遣労働者也可以与用人单位就工资、奖金、加班费等问题与用人单位开展集体协商。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣企业跨地区派遣劳动者的，应当为被派遣劳动者在用人单位所在地办理社会保险。
<p>其他</p> <ul style="list-style-type: none"> 首次对学生实习进行规范。不得安排学生从事与所学专业无关的高空、井下、放射性、高毒、易燃易爆的劳动；不得安排总时间超过 12 个月的定岗实习，不得安排学生每日定岗实习超过 8 小时；向实习学生支付的劳动报酬不得低于当地政府规定的最低工资标准。 非全日制用工一般平均每天工作不超过 4 小时，每周工作时间累计不超过 24 小时。非全日制用工不享受带薪休假、加班加点、医疗期等规定。

(摘自江苏省人民政府网站;2012 年 05 月 03 日发布)

<ul style="list-style-type: none"> 使用者が団体交渉を行う際、被派遣労働者の意見を聴取しなければならず、また被派遣労働者も使用者と共に賃金、賞与、残業代等について雇用主と団体交渉をすることができる。 派遣企業が地域を跨り労働者を派遣する場合、被派遣労働者のために使用者所在地にて社会保険を付保しなければならない。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生のインターンを初めて規範化する。当該学生が学んだ専門とは無関係の高空、坑内、放射性、高毒、可燃・起爆性の労働を学生にあたらせてはならない。合計時間が 12 ヶ月をオーバーする固定職場での実習を手配してはならず、1 日あたり 8 時間をオーバーする固定職場での実習を学生に手配してはならない。インターン学生に支払う労働報酬は現地政府が規定する最低賃金基準を下回ってはならない。 非全日制雇用は一般的に平均して 1 日あたりの勤務時間が 4 時間をオーバーせず、1 週間あたりの勤務時間は累計で 24 時間をオーバーしない。非全日制雇用は、有給休暇、残業、医療期間等の規定を適用しない。

(2012 年 5 月 3 日付の江蘇省人民政府サイトより抜粋)

● 北京：欠薪职工可索 5 倍赔偿 工资集体协商将立法

日前，北京市总工会举办的全市工会领导干部宣讲班开课，对《北京市“十二五”时期职工发展规划》的部分内容进行了解读。其中包括：

- 2015 年底前，北京市工资集体协商将完成立法，届时企业将必须与职工开展协商。
- 企业恶意克扣工资，将被停业整顿甚至吊销执照，职工可获得所欠工资 1 至 5 倍的赔偿。
- 对违反最低工资标准的企业，将由劳动保障行政部门责令其限期补发所欠劳动者工资，并可责令其按所欠工资的 1 至 5 倍支付劳动者赔偿。

(摘自新华网; 2012 年 04 月 26 日发布)

● 北京：賃金未払い従業員は 5 倍の賠償を要求できる旨の賃金団体交渉に関する法律が制定される見込み

先頃、北京市総労働組合開催の全市労働組合指導者講演セミナーが始まり、「北京市『第十二次五ヵ年計画』時期の従業員発展計画」の一部内容についての説明が行われた。具体的には下記の通りである。

- 2015 年年末までに、北京市賃金団体交渉に関する法律の制定を完成させ、その際、企業は従業員と団体交渉を行わなければならない。
- 企業が悪意で賃金のピンはねをした場合、営業停止・整顿、ひいては営業許可証の取り上げに処され、従業員は未払い賃金の 1 倍から 5 倍の賠償金を得ることができる。
- 最低賃金基準に違反している企業は、劳动保障行政部门が労働者の未払い賃金を補って支払うよう期限付きの支払命令を出し、且つ未払い賃金の 1 倍から 5 倍で労働者に賠償金を支払うよう命じることができる。

(2012 年 4 月 26 日付の新華サイトより抜粋)

● 在郑州设立外商投资企业办事机构需备案

近日，律师了解到，在郑州市设立外商投资企业办事机构（非营业机构），需要到郑州市投资促进中心办理备案登记手续。实际操作中，通常需要先去该中心领取表格，以及须提交材料清单。准备好材料后再去办理备案登记手续。但是，完成手续后

● 鄭州において外商投資企業の事務機構を設立するにあたっては届出が必要となる

先頃、鄭州市において外商投資企業の事務機構（非營業機構）を設立するにあたっては、鄭州市投資促進センターにて届出登記手続きが必要であることがわかった。実際の取扱においては、通常先ず同センターにて用紙及び提出が必要な書類リストを受取る必要があ

该中心并不发放相关登记证件。

针对“[工商外企字\[2006\]81号](#)已取消外商投资企业办事机构登记事项，为何郑州市还需登记”的疑问，该中心工作人员表示，外商投资企业办事机构需办理备案手续是为了便于管理。

(里兆律师事务所 2012年05月04日整理编写)

● [CIETAC 北京总会与上海分会“打架”](#)

2012年05月01日，中国国际经济贸易仲裁委员会（以下简称“CIETAC 北京总会”）在其官网上发布[声明](#)称，中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会（以下简称“CIETAC 上海分会”）未经批准，擅自对外宣称是独立的仲裁机构，擅自成立分会委员会、发布其仲裁规则，并制定其仲裁员名册，违反了《仲裁法》和国务院的有关规定，违反了CIETAC 北京总会的章程，故，CIETAC 北京总会声明，CIETAC 上海分会的上述行为无效。

对于 CIETAC 北京总会的上述声明，CIETAC 上海分会于 2012 年 05 月 02 日也在其官网上公开发表了[声明](#)，主要针对 CIETAC 北京总会指控的 CIETAC 上海分会的主体资格、仲裁规则等问题，做了公开反驳。

据悉，此次 CIETAC 北京总会和上海分会之间的分歧，主要源于双方对各自的机构性质及主体资格（涉及人事、财务等方面的自主支配权）、仲裁规则、章程及聘任仲裁员规则等的看法和理解不同。目前，有关方面正在沟通、协调中。

律师在此提醒，现阶段向 CIETAC 北京总会或上海分会提交仲裁申请，可能面临适用不同的仲裁规则、不同的仲裁员名册等问题。律师也会继续关注这场“仲裁院之间的纠纷”。

(里兆律师事务所 2012年05月04日整理编写)

る。書類が整った後、届出登記手続きを行うことになる。但し、手続き完成後は、同センターは係る登記証書を発給しない。

「[工商外企字\[2006\]81号](#)は、外商投資企業の事務機構登記事項を取り消しているにもかかわらず、なぜ鄭州市では登記が尚も必要であるのか」という疑問について、同センターの職員は、外商投資企業の事務機構の届出手続きは管理に便宜を図るためであると述べた。

(里兆法律事務所が 2012 年 5 月 4 日付で作成)

● [CIETAC 北京總會と上海分会が「けんか」](#)

2012年05月01日、中国国際經濟貿易仲裁委員會（以下「CIETAC 北京總會」という）は、同会のオフィシャルサイトで[声明](#)を出し、中国国際經濟貿易仲裁委員會上海分会（以下「CIETAC 上海分会」という）は許可なく無断で独立した仲裁機関であると公言し、無断で分会委員会を結成し、同会の仲裁規則を公布し、その仲裁員名簿を制定しており、これは中国「仲裁法」及び国务院の係る規定に違反し、CIETAC 北京總會の定款に違反する行為であり、故に、CIETAC 北京總會は、CIETAC 上海分会の上記行為は無効であるとの声明を出した。

CIETAC 北京總會の上記声明を受けて、CIETAC 上海分会も、2012年05月02日に、自己のオフィシャルサイトにて[声明](#)を出し、主に CIETAC 北京總會が指摘した CIETAC 上海分会の主体資格、仲裁規則等について、公開で反駁した。

情報筋によれば、今回の CIETAC 北京總會と上海分会間の仲違いは各自の機関の性質及び主体資格（人事、財務等の面での自主支配権）、仲裁規則、定款及び仲裁員の任命規則等に対する双方の見方及び理解の違いが主な発端であるとのことである。現在、関係サイトが話し合い、調整を行なっている最中であるとのことである。

現段階において、CIETAC 北京總會又は上海分会に仲裁の申立を行えば、異なる仲裁規則、異なる仲裁員名簿が適用される可能性がある等のご注意いただきたい。筆者も引き続き、今回の「仲裁院間の争い」に引き続き注目する。

(里兆法律事務所が 2012 年 5 月 4 日付で作成)